般用加工食品の食品表示制度(事業者向け)

食品表示法では、原則、容器に入れられ、又は包装されて販売される食品に食品表示 が義務付けられています。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解したり、選択 したり、適正に使用したりする上で重要な情報源です。

また、万が一、健康被害や規格・基準の逸脱等が発生した場合、その原因の究明や製 品回収などの対応を迅速かつ的確に行うための重要な手掛かりとなります。

食品関連事業者は適切な食品表示を行い、正しい情報を消費者に伝えなければなりません。

詳しいルールを確認するには、消費者庁や栃木県のホームページをご覧ください。

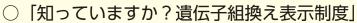
消費者庁(食品表示)(検索)

栃木県 食品表示

検索

消費者庁ホームページで、以下の資料が確認できます。

- ○「早わかり食品表示ガイド」
- ○「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」
- 加工食品の原料原産地制度「全ての加工食品の原材料」 の産地が表示されます!



○「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」

消費者庁HP



栃木県HP

栃木県内の食品表示に係る相談窓口・電話番号

管轄の健康福祉センター等に御相談ください。(8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く))

相談窓口	事業者が所在する 市 町	添加物、アレルゲン、期限表示等食品の安全に関すること(衛生事項)	熱量、食塩相当量 等栄養成分表示等 に関すること(保 健事項)	原材料、原産地、 内容量等食品の 品質に関すること (品質事項)
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	0289-64-3028	0289-62-6225	_
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	0285-83-7220	0285-82-3323	_
県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町	0285-22-4235	0285-22-1509	-
県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	0287-22-2364	0287-22-2679	_
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284-41-5897	0284-41-5895	_
今市健康福祉センター	日光市	0288-21-1066	_	_
栃木健康福祉センター	栃木市、壬生町	0282-22-4121	_	_
宇都宮市保健所	宇都宮市	028-626-1110	028-626-1126	_
県保健福祉部健康増進課	県内全域 (宇都宮市を除く)	_	028-623-3094	_
県保健福祉部医薬·生活衛生課	県内全域	_	_	028-623-3114



栃 木 県

食品の一括表示

名称	その内容を表す一般的な名称を記載します。 (商品名ではありません)
原材料名	最も一般的な名称を用いて、使用した各原材料を重量の割合の高いものから順に表示します。 添加物は、原材料と明確に分けて重量の割合の高いものから順に表示します。(★1) アレルゲン(特定原材料)を含む場合は、その旨を表示します。(★2)
原料原産地名	使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示します。 (生鮮食品は「●●産」、加工食品は「●●製造」と表示) (★3)
内容量	内容重量(kg,g)、内容体積(mL,L)及び内容数量(個数等)を、単位を付けて表示します。
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品は「消費期限」、それ以外の食品は「賞味期限」である 旨を表示し、年月日の順で表示します。
保存方法	開封前の保存方法を製品の特性に従って表示します。具体的かつ平易な用語で記載します。
食品表示関連事業者	消費者が問い合わせ等を行うために必要です。 食品関連事業者(製造者、加工者、輸入者、販売者)のうち表示内容に責任を有する者 (表示責任者)の氏名(法人の場合は名称)及び住所(法人の場合は所在地)を表示します。 製造者と表示責任者が異なる場合は、製造所の所在地及び製造者の氏名(法人の場合は名称)も記載します。
栄養成分表示	表示が義務化となっている栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量) の量及び熱量を表示します。(★4)

●表示に用いる文字の大きさは8ポイント以上で表示します。ただし、表示可能面積が 狭い(おおむね150㎡以下)場合、5.5ポイント以上の活字を使用できます。

ポイントの実際の大きさ(例示)

8ポイント パン

5.5ポイント

パン

表示例

名称	サンドイッチ
原材料名	パン (小麦を含む) (国内製造)、レタス、きゅうり、トマト、マヨネーズ (卵・大豆を含む)、チーズ (乳成分を含む) / イーストフード、乳化剤、調味料 (アミノ酸)
内容量	1個
消費期限	令和〇年〇月〇〇日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	株式会社 とちまる製パン 栃木県●●市○○ △ - □

栄養成分表示 (1食分(180g)当たり)

熱量 OOkcal たんぱく質 OOg 脂質 OOg 炭水化物 OOg 食塩相当量 O.Og

製造所 栃木県□□市■■ ◇-○



★1 添加物の表示方法

●添加物は原材料と明確に分けて表示することが必要です。

原

材料名

(表示例1) **別欄に表示する**

添加物

イーストフード、乳化剤、調味料(アミノ酸)

〈表示例2〉 スラッシュ(╱)で区分する

パン(小麦を含む)(国内製造)、レタス、きゅうり、トマト、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、チーズ(乳成分を含む)
/イーストフード、乳化剤、調味料(アミノ酸)

〈表示例3〉 **改行して表示**

原材料名

パン(小麦を含む)(国内製造)、レタス、きゅうり、トマト、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、チーズ(乳成分を含む)

イーストフード、乳化剤、調味料(アミノ酸)

★2 アレルゲンの表示方法

- ①**「個別表示」が原則ですが**、一括表示が可能な場合もあります。(一括表示が可能な場合の具体例:表示面積に限りがある、特定原材料等を含む添加物の表示を省略する場合 等)
- ②個別表示では、個々の原材料名の直後に、アレルゲン(特定原材料等)を () に入れて表示します**(表示例1)**。 繰り返しになるアレルゲンは省略できます**(表示例2)**。
- ③一括表示では、原材料・添加物の最後にまとめて(一部に○○・○○を含む)と表示します〈表示例3〉。
- ④特定原材料のうち「乳」は「原材料名(乳成分を含む)」、「添加物名(乳由来)」と表示します。

〈表示例1〉 **個別表示**

由来)

〈表示例2〉 個別表示

(繰り返しになるアレルゲンを省略)

添 調味料(アミノ酸等)、甘味料加 (ステビア)、乳化剤

〈表示例3〉 **一括表示**

原材料名

○○○(△△、□□)、ゴマ、醤油、マヨネーズ、たん白加水分解物、卵黄、食塩、酵母エキス/調味料(アミノ酸等)、甘味料(ステビア)、乳化剤、(一部にゴマ・大豆・小麦・卵を含む)



- ・醤油に「大豆を含む」と表示することで、マヨネーズ、たん白加水分解物、乳化剤の大豆を含むアレルギー表示を省略可
- ・醤油に「小麦を含む」と表示することで、マヨネーズと酵母エキスの 小麦を含むアレルギー表示を省略可
- ・マヨネーズに「卵を含む」と表示することで、卵黄の卵に係るアレル ギー表示を省略可



注意! 「個別表示」と「一括表示」を組み合わせて使用することはできません。

●食物アレルギー表示対象品目

特定原材料:8品目 必ず表示が必要(義務表示)

えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ)

特定原材料に準ずるもの:20品目 表示が勧められているもの(任意表示) アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・ キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ 豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

★3 原料原産地名の表示方法

〈表示例1〉

原材料名欄に表示する

〈表示例2〉

欄を分けて表示する

原材料名 パン(小麦を含む) (国内製造)、レタス、きゅうり、トマト、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、チーズ(乳成分を含む)/イーストフード、乳化剤、調味料(アミノ酸)

原材料名	パン(小麦を含む)、レタス、きゅうり、 トマト、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、 チーズ(乳成分を含む)/イーストフー ド、乳化剤、調味料(アミノ酸)
原料原産地名	国内製造(パン)

国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となります。ただし、輸入品については、「原産 国名」の表示が必要となります。

- ①原材料が**生鮮食品**の場合:国産品の場合は「国産」、輸入品の場合は「原産国名」を表示します。国産の表示の代わりに都道府県名その他一般に知られている地名を表示することもできます。
- ②原材料が**加工食品**の場合:国産品の場合は「国内製造」、輸入品の場合は「〇〇製造」と表示します。ただし、「国内製造」の代わりに「〇〇製造」(〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名)と表示することも可能です。
- ③原産地が2以上ある場合は、重量の割合の高いものから順に表示します。
- ④原産地が3以上ある場合は、重量の割合の高いものから順に2以上を表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができます。
- ⑤上記表示ができない場合、「又は表示」や「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」も可能です。 また、個別に原料原産地表示を規定する22食品群と下記の5品目では、個別に原料原産地の規定が設けられています。
 - (1) 「農産物漬物」(重量割合上位4位(内容重量が300g以下のものは上位3位)かつ5%以上の原材料)
 - (2)「野菜冷凍食品」(重量割合上位3位かつ5%以上の原材料)
 - (3)「うなぎ加工品」のうなぎ
 - (4) 「かつお削りぶし」のかつおのふし
 - (5) 「おにぎり」ののり







★4 栄養成分表示の表示方法

- ①必ず「栄養成分表示」と表示し、販売される状態の可食部分の100g若しくは 100mL又は1食分、1包装、その他の1単位当たりの栄養成分の量及び熱量を表示します。(1食分である場合は、1食分の量を併記して表示します。)
- ②表示値を得る方法として分析値、計算値、参照値、これらの併用値など、合理的な根拠があれば、いずれの方法も可能です。ただし、分析値以外の方法にあっては、「推定値」、「この表示値は目安です」の文言を表示すること、表示した値の根拠資料を保管しておくことが必要です。

栄養成分表示 (100g 当たり)				
熱量 たんぱく質 脂質 炭水化物 食塩相当量	OOkcal OOg OOg OOg O.Og			
	/+# r= / :+ \			

(推定値)

<トピックス> 最近の食品表示に関するお知らせ

- 食品リコール(自主回収)情報の報告を義務化【令和3(2021)年6月1日施行】
- ○「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の制定【令和4(2022)年3月30日】
- ○食品添加物表示の改正:「人工」、「合成」の用語が使用できなくなりました。 【経過措置期間終了(令和4(2022)年3月31日まで)】
- ○原料原産地表示制度の開始:全ての加工食品(輸入品を除く。)の最も多く用いられている原材料の産地を表示します。 【経過措置期間終了(令和4(2022)年3月31日まで)】
- ○遺伝子組換えに関する任意表示制度の改正【令和5(2023)年4月1日施行】
- ○食物アレルギー表示の改正:特定原材料に「くるみ」が追加されました。 【経過措置期間終了(令和7(2025)年3月31日まで)】